

発議案第 37 号

名護市辺野古の米軍新基地建設を即時中止するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 30 年 11 月 20 日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

| | | |
|-----|----------|------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 植田進 |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 伊原忠 |
| | 同 | 堀口明子 |
| | 同 | 三田登 |

提案理由

国に対し、名護市辺野古の米軍新基地建設を即時中止するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

名護市辺野古の米軍新基地建設を即時中止するよう求める意見書

玉城デニー沖縄県知事は、名護市辺野古の米軍新基地建設に関して、埋立て承認を撤回する手続を行った。その理由については、埋立て承認後に生じた義務違反や、承認時には明らかにされなかった事実が判明したことなどを挙げている。

ところが国は、行政不服審査法で本来想定していない、防衛省を「私人」に仕立て上げ、国土交通省は、沖縄県の撤回手続を取り消す決定を行っている。

沖縄県民は、県知事選挙、豊見城市長選挙、那覇市長選挙で三度、辺野古新基地建設ノーの意思を示しているにもかかわらず、国は、県民の声を無視し続けている。

菅義偉官房長官は「政府として辺野古移設に向けた工事を進めていく考えに変わらない」と述べ、相変わらず沖縄の声を聞き入れようとしない姿勢である。埋立て部分が地質調査報告書では軟弱地盤とされていたのに、2年間も隠して工事を続けていたことは、沖縄県と沖縄県民に対する二重三重の裏切りであり、本年7月28日の朝日新聞の社説において、「権力をもつ側がルールや手続きを平然と踏みにじる」、「これでは民主主義はなり立たない」と批判されるのは当然である。

国は、普天間基地の危険性を指摘しながら、辺野古への新基地建設を前提に、普天間基地の閉鎖・撤去にも耳を傾けようとはしていない。沖縄県民に我慢を強いるのではなく、米国に対し、新基地建設を認めず、普天間基地の閉鎖を毅然として求めるべきである。

南北首脳会談、米朝首脳会談などが行われ、朝鮮半島では対話による平和への流れが始まっている今、平和の流れに逆行する沖縄の米軍基地強化は認められない。

よって、本市議会は国に対し、名護市辺野古の米軍新基地建設を即時中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年11月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

内閣官房長官様